

林野火災警報・注意報の開始（本日～） ～ようかんで林野火災防止！～

令和 7 年 2 月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を契機に、本市でも林野火災を防止するため、相模原市火災予防条例を一部改正し、「林野火災警報・注意報」の運用を開始します。

【発令対象期間】

1 月から 5 月まで

※今年は制度開始により、本日から 5 月まで

【発令基準】

林野火災注意報

次のいずれかに該当する場合

①直近の 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下であって、
直近の 3 0 日間の合計降水量が 3 0 mm 以下の場合

②直近の 3 日間の合計降水量が 1 mm 以下であって、乾燥注意報が発表された場合

林野火災警報

林野火災に関する注意報の発令基準を満たし、かつ、強風注意報が発表された場合

【対象となる行為と制限される区域】

・たき火、どんど焼き、火入れ、花火などは禁止となります。

※林野火災注意報発令時は努力義務

・緑区の城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区

【たき火をするときは届出が必要です（市内全域）】

相模原市では、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為をする場合は届出が必要です。

※届出をしても林野火災警報発令時は屋外での火の使用は禁止です

「乾燥する時季、
屋外で火を使うときは、
ようかんがえよう！」



ようかん
で啓発

【問合せ先】

消防局消防部予防課

電話 042-751-9117

「林野火災に関する警報・注意報」がはじまりました

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を契機として、市域における林野火災の発生の防止を目的とした「**林野火災警報・注意報**」を発令するため、相模原市火災予防条例を改正しました。



林野火災警報・注意報の**対象期間・発令基準**
屋外における火の使用制限と対象区域

林野火災警報・注意報の発令時には屋外での火の使用が制限されます

【発令期間】

発令対象期間は、1月から5月までとなります

【発令基準】

・林野火災注意報

次のいずれかに該当する場合

- ①直近の3日間の合計降水量が1 mm以下であって、直近の30日間の合計降水量が30 mm以下の場合
- ②直近の3日間の合計降水量が1 mm以下であって、乾燥注意報が発表された場合

・林野火災警報

林野火災に関する注意報の発令基準を満たし、かつ、強風注意報が発表された場合


【屋外における火の使用の制限】


対象となる行為：「たき火」、「野焼き※」、「どんど焼き」「火入れ」、「花火」など
※廃棄物（ごみ）の野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止です
林野火災注意報の発令時は努力義務ですが、**警報発令時は禁止**となります

- 林野火災警報発令時に屋外で火を使用した場合、消防法により罰せられることがあります

【屋外における火の使用の制限の対象区域】



 対象区域 : 緑区の一部(城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区)

 非対象区域 : 中央区、南区及び緑区の一部(橋本地区及び大沢地区)

